

令和4年度 公園緑地における若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備に向けた
実証実験支援業務委託 仕様書

1 契約期間

契約日から令和 5 年 3 月 15 日まで

2 履行場所

御幸公園（川崎市幸区東古市場 1 番地）

鷺沼公園（川崎市宮前区鷺沼 2 丁目 1 0 番地 1）

3 業務目的

本市では地域特性に合わせた魅力ある施設の整備により、利用価値が高まるような公園整備を進めており、若者文化施策と連携した、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに資するスポーツ施設整備を検討している。

本業務は魅力ある施設の整備に向け、御幸公園及び鷺沼公園において若者文化施策と連携したスポーツ施設を設置する実証実験を行い、地域におけるニーズや課題等を把握するものである。

4 開催概要

(1) スポーツ施設の設置

御幸公園及び鷺沼公園において、3×3 バスケットコートやスケートボード・BMX 等の遊びができる施設を設置し、利用頻度や利用状況を確認するとともに、近隣住民や公園管理者等から課題等を聞き取る等し、幅広くニーズや課題等を把握すること。

設置の期間は令和 4 年 1 0 月から令和 5 年 2 月までの期間とし、詳細については監督員と協議の上決定すること。

(2) イベントの開催（各 1 回）

ア イベントのコンテンツは、バスケットやスケートボード・BMX 等とすること。

イ 実施時期は、令和 4 年 10 月の土日祝日のうち、各場所 1 日以上とすること。

ウ 講師等は、原則としてスポーツパートナー等の本市に縁のある団体等とすること。

エ イベントへの参加は無料とすること。

5 業務内容

(1) 全体の統括

本業務の実施にあたっては、現場責任者を定め、実施計画書、作業表、日程表等を提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、本市と協議のうえ、適正に運営管理すること。

(2) 事前準備

ア 公園管理者からの意見や、提案会において受託者が提案した内容等を踏まえ、施設内容及びイベントの実施内容を計画し、監督員と協議の上決定すること。

- イ 実施に向けて関係者との調整及び地域住民への周知を行うこと。
- ウ イベントの企画、及び広報を実施すること。
- エ イベントの円滑な実施に向けて必要なスタッフを手配すること。
- オ 講師等への謝礼支払い、お弁当の手配等、付随する業務全般を実施すること。
- カ 実施に伴って必要な機材等を用意し、不足が無いようにすること。
- キ イベント参加者等について、必要な保険に加入すること。
- ク 設置した施設の利用状況及び課題等の把握方法を計画し、監督員と協議の上決定すること。

(3) スポーツ施設の設置

- ア バスケットコートについては、別添構造図の通りダスト舗装を行い、ラインテープを設置すること。(横 15m×縦 11m) また、バスケットゴールはパンチングボードを使用し地面に固定できる構造とする。
- イ 2か所のうち1か所については、スケートボード・BMX 等の遊びができる施設として、設置することも可能とする。なお、この提案に関する費用も提案金額に含むこと。

(4) イベント当日の運営等

- ア 必要な会場の設置、撤去を行うこと(必要な機材等の準備、運搬を含む)。
- イ 設置物の転倒等、安全面に十分注意するとともに、緊急時の動線を確保すること。
- ウ 円滑に実施されるよう、適正に運営管理すること。
- エ アンケート調査を実施すること。
- オ 記録用写真の撮影を行うこと。

(5) 利用状況や課題等の把握

- ア 設置した施設の利用状況や利用者からのニーズ等を把握すること。
- イ 地域住民や周辺施設の管理者等に確認し、施設設置に向けた課題を把握すること。

(6) 実施後の検証及び報告等

- ア 写真による各回の記録集を作成すること。
- イ アンケート調査を踏まえたニーズや課題等を整理すること。
- ウ 今後の施設整備に向けた課題と方向性を提案すること。
- エ 実施結果等について、報告書を作成し報告すること。

6 成果物

本事業の受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。
なお、履行期限に限らず、各種成果物は業務の進捗に合わせて随時提出すること。

(1) 写真によるイベント当日の記録集

イベント当日の様子を写真にて記録し、データ形式で納品すること。

(2) 実施報告書

下記の資料等について、データ形式及び紙媒体で納品すること。

- ア 本業務を遂行するための打合せ資料及び摘録、その他調整経過が分かる資料
- イ 本業務遂行時において作成した成果物(計画書や広報物等)
- ウ アンケート調査の結果

エ 実施結果等を踏まえた今後に向けた提案

オ その他監督員が必要と認めるもの

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

当事業の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

8 その他

- (1) 受託者は、施設の設置やイベントの実施手法や実施内容について適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取り扱い業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、国及び本市の関連法規等を遵守すること。
- (4) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (5) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (6) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本件委託に係る事業の内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、受発注者間の協議で決定するものとする。